

資料8 大気汚染防止法第18条の3の政令で定める粉じん発生施設の規制基準

(施行規則第16条 昭和46.6.22)

令別表第2 の施設番号	粉じん発生施設	規 模	管 理 基 準
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか装炭車にフード及び集じん機を設置するか又は、これらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業はガイド車にフードを設置し及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌道の巾が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行う。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）及び土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれがある鉱物又は土石を堆積する場合は次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物土石又はセメントの用に供するものに限り密閉式のものを除く）	ベルトの巾が75cm以上であるか又はバケットの内容積が0.03㎡以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、又はセメントを運搬する場合は次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2の施設番号	粉じん発生施設	規 模	管 理 基 準
4	破砕機及び摩砕機（鉱物岩石又はセメントの用に供するものに限り湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物岩石又はセメントの用に供するものに限り湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料9 航空機騒音に係る環境基準

（昭和48.12.27）
環 告 154

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70以下
II	75以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位 W E C P N L)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算 式

$$\overline{\text{dB}(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\overline{\text{dB}(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議pub/179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩(slow)とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で85WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料10 騒音規制法第2条第1項の政令で定める工場 事業場の特定施設一覧

施設		備考
施設の種類	機械名	
1 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が225kW以上のものに限る
	ロ 製管機械	
	ハ バンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が375kW以上のものに限る
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が375kW以上のものに限る
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プラスト	タンプラスト以外のものであって密閉式のものを除く
	ヌ タンプラー	
	2 空気圧縮機および送風機	
3 土石用または鉱物用の破碎機摩砕機、篩および分級機		原動機の定格出力が75kW以上のものに限る
4 織機		原動機を用いるものに限る
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
7 木材加工機械	イ ドフムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が225kW以上のものに限る
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が225kW以上のものに限る
	ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が225kW以上のものに限る。
ヘ かんな盤	原動機の定格出力が225kW以上のものに限る	
8 抄紙機		
9 印刷機械		原動機を用いるものに限る
10 合成樹脂用射出成形機		
11 鋳型造型機		ジョルト式のものに限る

資料 11 騒音規制法第 2 条第 3 項の政令で定める建設作業に係る特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機(もんけんを除く)くい抜機、く い打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く) を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除 く
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距 離が 50 m を超えない作業に限る
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いる ものであって、その原動機の定格出力が 15 kW 以上のものに限る)を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く
5 コンクリートプファント(混練機の混練容量 が 0.45 m ³ 以上のものに限る)アスファルト プファント(混練機の混練重量が 200 kg 以上 のものに限る)を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプフ ントを設けて行う作業を除く

資料 12 振動規制法第 2 条第 1 項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (1) 液圧プレス（矯正プレスを除く）
 - (2) 機械プレス
 - (3) せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る）
 - (4) 鍛造機
 - (5) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 3 7.5 キロワット以上のものに限る）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が 7 5 キロワット以上のものに限る）
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7 5 キロワット以上のものに限る）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.9 5 キロワット以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機定格出力の合計が 1 0 キロワット以上のものに限る）
- 6 木材加工機械
 - (1) ドフムバーガー
 - (2) チッパー（原動機の定格出力が 2 2 キロワット以上のものに限る）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が 2 2 キロワット以上のものに限る）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 3 0 キロワット以上のものに限る）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る）

資料 13 振動規制法第 2 条第 3 項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい抜機（圧入式くい打、くい抜機を除く）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 5 0 メートルを超えない作業に限る）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 5 0 メートルを超えない作業に限る）

資料14 公害関係事犯検挙状況

(昭和57年1月～12月)

署別	法令別	廃棄物処理		水濁法		砂利採取法		河川法		と畜場法		自然公園法		漁業等		海岸法		へい処場		自然環境保全例		合計		前年同期		
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件
岩美		1	1																			1	1	2	1	
鳥取		3	3																			3	3	22	24	
郡家		3	3					1	1													4	3	3	2	
智頭		3	4																			3	4			
浜村		8	8																			8	8			
倉吉		3	3			1	1	2	2							3	4	1				10	11	14	12	
八橋		3	3																			3	3	12	7	
米子		8	7																			8	7	11	10	
境港		1	1												1	3						2	4	5	5	
溝口		8	7																			8	7	7	7	
黒坂		8	8																			8	8	1	2	
合計		49	48			1	1	3	3						4	7	1					58	59			
前年同期		64	66					4	1					1	1	1	1	6	1	1					77	70

(県警防犯課調べ)

公害苦情取扱い状況

昭和57年(1～12月)

措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		受理件数		2			14			
措置別	話し合いあっせん				1					1
	警告・指導		2		13				11	26
	検挙								4	4
	他機関通報								2	2
	措置不能									
	その他									
前年苦情受理件数			3		16			2	47	68

(県警防犯課調べ)

資料15 昭和57年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境保全課

(単位：千円)

事業名	57年度予算	備考
(目) 環境保全費		
清掃指導費	9,381	一般廃棄物処理指導費 7,771 産業廃棄物処理指導費 1,610
環境保全行政費	3,422	公害対策審議会費 571 水質審議会費 313 環境保全推進費 1,972 公害紛争処理費 326 汚染物質排出量調査費 240
大気汚染防止対策費	8,447	条例施行費 1,112 環境汚染物質調査費 549 窒素酸化物等自動監視測定費 789 境港外港竹内地区埋立事業環境監視費 3,593 大気汚染健康影響調査費 1,991 有害物質全国総点検調査費 413
水質汚濁防止対策費	21,880	条例施行費 9,471 二級河川等調査費 1,134 水質測定計画作成費 468 環境基準常時監視費 9,829 中海淡水化影響調査費 440 湖沼水質総量規制検討調査費 338 湖沼浄化対策推進費 200
騒音防止対策費	2,483	
振動防止対策費	414	
悪臭防止対策費	1,674	
地盤沈下防止対策費	1,696	
海水浴場整備促進指導費	280	
計	49,677	

◎ 自然保護課

(単位・千円)

事業名	57年度予算	備考	
(目) 環境保全費			
自然環境保全審議会費	1,059	自然環境保全審議会費	1,059
自然保護行政費	15,514	自然保護行政費	1,514
		賠償金	14,000
自然保護対策費	23,244	自然保護用地購入事務費	3,244
		自然保護用地購入費	20,000
公園調査及び管理費	19,009	大山遭難防止対策費	169
		公園計画等調査指導費	500
		国立公園施設管理費	15,273
		国定公園管理費	787
		中国自然歩道施設管理費	1,980
		県立公園指定調査費	300
公園等施設整備事業費	76,220	山陰海岸国立公園施設整備事業費	24,400
		大山隠岐国立公園施設整備事業費	48,000
		県立公園施設整備	3,820
中国自然歩道整備事業費	35,000	芦津・若杉峠、金門、寂静山、赤松、境水道線整備事業費	35,000
温泉審議会費	1,497	温泉審議会費	1,497
温泉振興対策費	59,299	温泉調査指導監督費	902
		東郷羽合温泉保全調査費	58,397
自然保護思想普及啓蒙事業	2,109	自然解説事業費	1,089
		自然保護研修事業費	720
		自然歩道案内図作成費	300
自然科学館管理運営費	5,972	自然科学館管理運営費	5,972
国民休暇村誘致事業費	2,500	国民休暇村誘致事業費	2,500
保全地域調査及び管理費	1,039	保全地域調査及び管理費	1,039
計	242,462		

資料16 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	公害対策協議会設置
鳥取市	下水環境部〈環境課	昭和 ○46 4 1	
米子市	厚生部環境保全課	○45 10 1	
倉吉市	福祉部環境課	45 11 1	
境港市	民生部保健課	47 10 5	
国府町	福祉課		
岩美町	住民課		
福部町	保健課		
福郡家岡町	民生課		
船原町	保健課	47 10 2	
河原東町	厚生課	49 4 1	
八若桜町	民生課	46 3 24	
用瀬町	福祉課		
佐治村	民生課		
智頭町	福祉課		昭和 ○45. 7 27
気高町	民生課	47 1. 10	
鹿野町	総務課		
青谷町	企画課	46 1 20	
羽合町	民生課	46 10 23	
泊村	住民課	47 6 20	
東郷町	民生課	46 12 22	
三朝町	民生課	46 4 1	
関金町	民生課	47 1 1	
北大条町	保健課	46 10 1	
大東栄町	保健課	46 10 1	
赤伯町	保健衛生課	45 9. 1	
西崎町	民生課	46 6 1	
会伯町	企画課	48 3 24	
岸見町	企画課		
日吉津村	環境課	46 8 31	
淀江町	企画課	47 7 1	
大名和町	保健課	47 4 1	
中山町	民生課		
中日町	企画課		
日日野町	民生課		
江府町	保健課		
溝口町	保健課		

資料17 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和 4 7. 1 0. 1 3	昭和 4 7 1 0 1 3
米子市環境保全条例	4 7. 6 2 8	4 7 7 1
倉吉市公害防止条例	4 8. 9 1 3	4 9. 1 1
境港市公害防止条例	4 8 1 2 2 4	4 9 6 1
大栄町環境保全条例	4 8 1 2. 1 4	4 9 1. 1
大山町環境保全条例	4 8 7 2	4 8 7. 2
赤碕町環境保全条例	4 9. 4 1	4 9 4 1
東伯町環境保全条例	5 4. 1 0. 1	5 4 1 0. 1
三朝町環境保全条例	5 4. 3 2 7	5 4. 9 2 6
関金町環境保全条例	5 3 3 2 9	5 3 3 2 9
西伯町環境保全条例	4 9 3 2 3	4 9 3 2 3
羽合町環境保全条例	4 9 9. 3 0	4 9. 9. 3 0
東郷町環境保全条例	4 9 1 0 1	4 9 1 0. 1

資料 18 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥 取 市	光和アルミ(株)	アルミ製建材製造	昭和 48 12.28	工業団地進出企 業との協定
	鳥取旭工業(株)	金 属 製 品	50 12.29	
	上原メッキ	〃	〃	
	春日井化工(株)	窯 業	〃	
	(株)山陰カフー総合現像所	写 真 現 像	〃	
	旭メッキ(株)	金 属 製 品	〃	
	協同組合鳥取鉄工センター他11社		51 7 26	
	(株)鳥取菓子工業センター他5社	食 料 品 製 造	52 9.10	
	山根金属工業(株)	金 属 製 品	50 12.29	
	三洋製紙(株)	製 紙	50 12.29	
鳥取三洋電機(株)	電 気 製 品	51 4 1		
鳥取県	工 業 試 験 場 汚 水 処 理 施 設	52. 1 10		
米 子 市	米子市	清 掃 工 場 建 設	52 8 19	市立会人
住 民	アスファルト合材(株)	アスファルトプフント	56 10 20	
倉 吉 市	日本チップ工業(株)	木 材 木 製 品	47. 2 16	市立会人
	(株)明治機械製作所	機 械	47 7 20	
	関金生コン(株)	生 コ ン プ フ ン ト	48 2 14	
	東伯町長他	清 掃 工 場 建 設	48 10.22	
	倉吉市農業協同組合	畜 産	49 9 27	
	住 民	打吹建設(株)	アスファルトプフント	
〃	神鋼機器工業(株)	機 械	50 2 21	
境 港 市	日本石油(株)	石 油	49 9 20	
福 部 村	同和建設(株)	アスファルトプフント	46 10 27	
国 府 町	寺本孝太良（養鶏）	畜 産	48 8 24	
	(有)伊藤ブロイフー	〃	48 12 28	
岩 美 町	三洋デュフセル(株)	乾 電 池 製 造 業	58 5 7	
郡 家 町	(株)藤原組	アスファルトプフント	51 12 9	
	郡家建設(株)	〃	51 11 25	
河 原 町	鳥取八木電子(株)	電 気 製 品 製 造	48.10 19	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
八 東 町	昭和樹脂化工(株) 朝倉 勲 八東町農業協同組合	化 学 製 品 畜 産 "	昭和 51 7. 30 51 12 8 53 4 15	
羽 合 町	倉吉魚市場(株) 鳥取県	水 産 食 料 品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	47 6 1 51. 4. 30	
泊 村	富士西産業(株)	食 料 品 製 造	48.10 19	
北 条 町	岡本化学工業(株) 山陰自動車整備工業(株) 中部建設協同組合 三陽合繊(株) 前川菊次 北条町農業協同組合 中部舗装(株)	飼 料 ・ 肥 料 製 造 車 輜 整 備 土 石 紡 績 フ イ ス セ ン タ ー ア ス フ ェ ル ト プ フ ン ト	47 12 29 50 9 20 50 6 28 53 10 5 52 6 13 52 3 19 55. 1. 18	
大 栄 町 住 民 "	(株)河 鶴 大栄町農業協同組合 東伯町農業協同組合 倉吉家具工業(株) 鳥取サンシャインセンター 大栄町農業協同組合 扶桑木材(株)	食 料 品 製 造 木 材 木 製 品 畜 産 家 具 ク リ ー ン グ フ イ ス セ ン タ ー 建 材	51 11 17 52 12 20 55 2 25 50 2 5 50 4. 11 52 11 11 47. 1 20	(大根つけもの) (パーク紛砕) 町立会人 "
赤 碓 町	富士西産業(株) 赤碓町農業協同組合 赤碓生コン(株) 上野水産(株) 赤碓町農業協同組合	食 料 品 製 造 農 産 物 加 工 生 コ ン プ フ ン ト 水 産 食 料 品 フ イ ス セ ン タ ー	48 10 28 51 12 15 49 12 27 49 1 22 53 12 7	県立会人 "
東 伯 町 住 民 " " " " "	東伯町農業協同組合 下伊勢畜産団地組合 東伯町農業協同組合 " " " " "	畜 産 " " 畜 産 農 産 物 加 工 畜 産 " " "	53 8 21 53 2 20 52. 4 27 52 12 28 53 3 2 53 8 10 53 9 6 55. 3 25	町立会人

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業(工場)等			
名 和 町 住 民 "	山陰畜産(株)	畜 産	昭和 48.12.14	町立会人
	(有)山水園	"	51 5.10	
	山陰畜産(株)	"	49. 6 10	
	(株)鳥取県食肉センター	"	57 7.30	
	枝谷純拓	"	50 10 11	
"	名和食鶏(有)	"	54 10.24	
大 山 町	(株)近畿北コン	生コンプフント	48 1 31	
西 伯 町	江崎グリコ(株)	食 料 品 製 造	49 11.20	
淀 江 町 住 民 "	大勇自動車	車 輜 整 備	50 5 15	町立会人
	(株)大協組	土 石	49 10 21	
	山根 巖	病 院 建 設	53 12 25	
	山本金属工業(株)	電 気 製 品 製 造	48 12 28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53 8.17	
	(株)ツカサ製作所	電 気 製 品 製 造	50.12 28	
	ニューキング	パ チ ン コ 店	58 6 23	
	米子精工(株)	機 械 加 工	51 2 13	
"	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	49 5.31	
会 見 町	栗村製作所	機 械 器 具 製 造	49 5.15	県立会人
	西部製砂協同組合	土 石	56 6 29	
日 吉 津 村	王子製紙(株)	木 材 ・ 木 製 品	51 10 8	県立会人
日 野 町	矢崎部品(株)	電 気 製 品	51 6 1	
日 南 町 住 民 "	邑産業(有)	土 石	54. 8 20	
	山陰食鶏農協・三吉食鶏組合	畜 産	54. 8.28	
	(株)日清畜産センター	"	49 10 2	
	生山礦業(株)	土 石	52 2 15	
	日南町	畜 産	54 7 31	

資料19 県内石油製品年度別使用量の推移

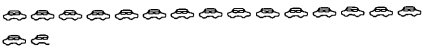
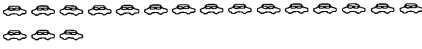


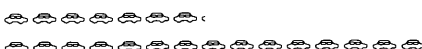


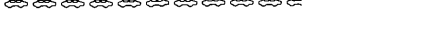
(単位・kl)

年度	製品別	揮発油	ナフサ	ジェット燃料油	灯油	軽油	A重油	B重油	C重油	燃料油計
昭和51年度	使用量	192,912	15,113	7,346	104,229	120,282	127,515	58,287	133,309	758,993
	(構成比)	(25.4%)	(2.0%)	(1.0%)	(13.7%)	(15.8%)	(16.8%)	(7.7%)	(17.6%)	(100.0%)
	前年伸率	5.8	11.4	40.6	18.2	8.3	11.5	6.9	3.7	8.8
52年度	使用量	202,228	13,508	7,056	100,818	130,184	122,784	57,488	126,008	760,074
	(構成比)	(26.6%)	(1.8%)	(0.9%)	(13.3%)	(17.1%)	(16.2%)	(7.6%)	(16.6%)	(100.0%)
	前年伸率	4.8	△10.6	△3.9	△3.3	8.2	△3.7	△1.4	△5.5	0.1
53年度	使用量	218,176	8,917	6,187	108,922	145,258	135,923	52,273	135,138	810,794
	(構成比)	(26.9%)	(1.1%)	(0.8%)	(13.4%)	(17.9%)	(16.8%)	(6.4%)	(16.7%)	(100.0%)
	前年伸率	7.9	△34.0	△12.3	8.0	11.6	10.7	△9.1	7.2	6.7
54年度	使用量	225,315	3,587	13,729	110,821	162,261	145,920	49,005	130,920	841,558
	(構成比)	(26.8%)	(0.4%)	(1.6%)	(13.2%)	(19.3%)	(17.3%)	(5.8%)	(15.6%)	(100.0%)
	前年伸率	3.3	△59.8	221.9	1.7	11.7	7.4	△6.3	△3.1	3.8
55年度	使用量	222,229	1,526	14,855	112,136	164,048	107,703	44,332	115,934	782,763
	(構成比)	(28.4%)	(0.2%)	(1.9%)	(14.3%)	(21.0%)	(13.8%)	(5.7%)	(14.8%)	(100.0%)
	前年伸率	△1.4	△57.5	8.2	1.2	1.1	△26.2	△9.5	△11.4	△7.0
56年度	使用量	226,084	0	14,169	111,883	169,124	112,975	32,890	110,080	777,205
	(構成比)	(29.1%)	0	(1.8%)	(14.4%)	(21.8%)	(14.5%)	(4.2%)	(14.2%)	(100.0%)
	前年伸率	1.7	—	△4.6	△0.2	3.1	4.9	△25.8	△5.0	△0.7
57年度	使用量	225,290	0	14,185	103,609	158,763	117,956	21,891	93,689	735,383
	(構成比)	(30.6%)	0	(1.9%)	(14.1%)	(21.6%)	(16.0%)	(3.0%)	(12.8%)	(100.0%)
	前年伸率	△0.4	—	0.1	△7.4	△6.1	4.4	△33.4	△14.9	△5.4

(県・通商観光課調べ 通産省発行の「エネルギー生産 需給統計月報」による)

資料20 県内自動車保有台数の推移

1万台

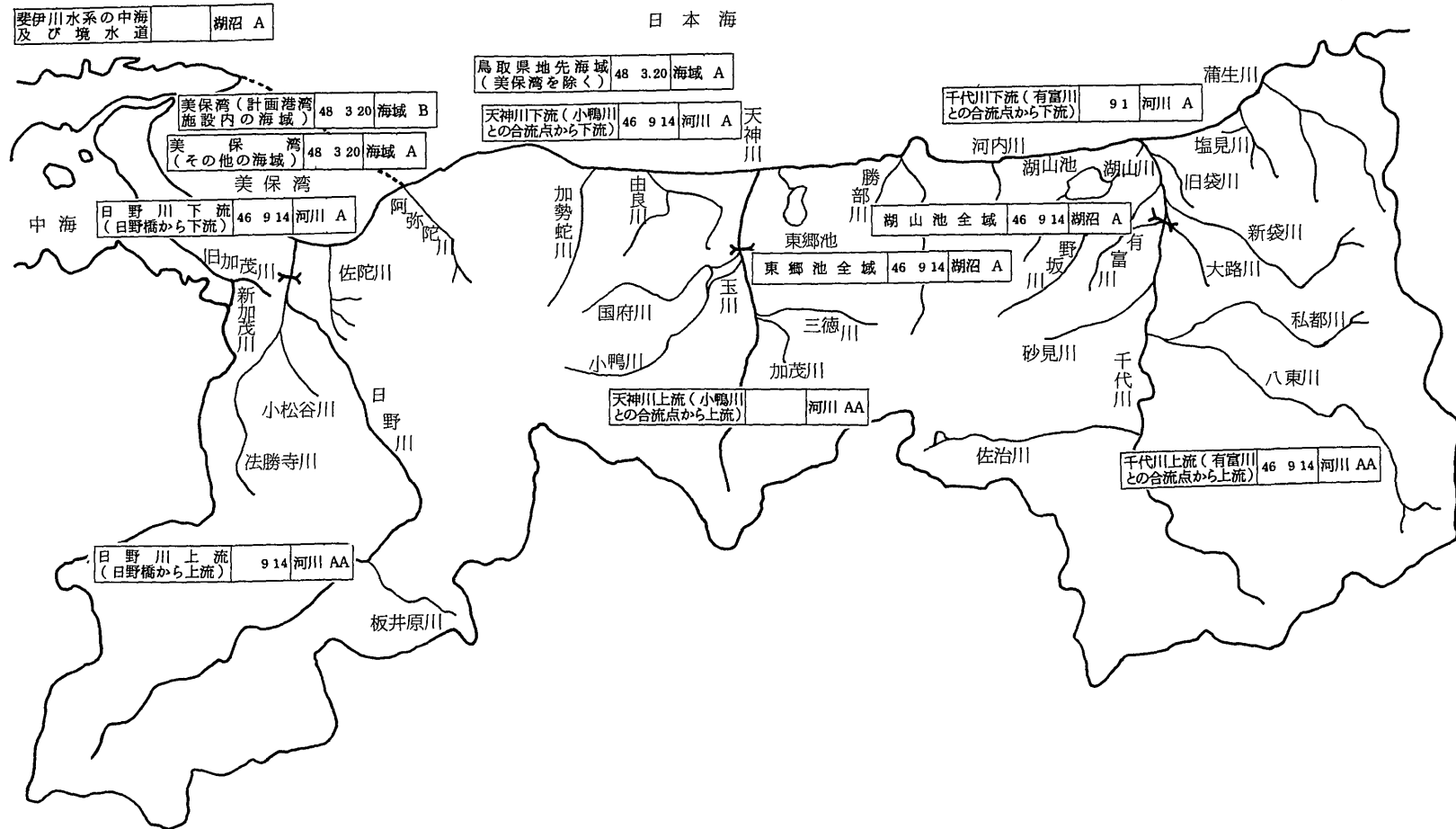
昭和51.3		(169,174台)
52.3		(182,275台)
53.3		(196,626台)
54.3		(211,527台)
55.3		(227,021台)
56.3		(237,679台)
57.3		(247,635台)
58.3		(257,284台)

(鳥取県陸運事務所調べ)

資料21 環境基準類型指定概要図

凡例

水域名	告示年月日	類型
-----	-------	----



資料22 水質の経年変化(昭和52~57年度)

水 域 名	地 点 名	B O D 年 平 均 値 (%)						52年度
		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	
〔河 川〕								
(1 級 河 川)								
千代川水系								
千代川	賀 露	16	23	16	1.7	15	20	11~26
	行 徳	10	13	07	08	09	10	<0.5~17
	源太橋	08	08	07	08	09	09	<0.5~1.5
	稻 常	0.8	07	08	07	10	09	<0.5~1.3
	佐 貫	08	06	06	0.7	08	09	<0.5~1.7
	市 瀬	07	12	06	06	07	11	<0.5~1.1
	毛 谷	0.6	07	0.5	0.6	07	08	<0.5~0.9
八 東 川	米岡橋	07	09	06	06	08	10	<0.5~1.3
	万代寺	06	08	06	06	0.8	11	<0.5~1.0
	岸 野	0.6	07	0.5	06	06	08	<0.5~0.8
私 都 川	下門尾	19	19	0.8	08	0.9	10	<0.5~8.3
佐 治 川	別 府	07	09	06	06	07	09	<0.5~1.2
天神川水系								
天神川	田 後	16	14	1.0	09	12	16	0.5~3.5
	小 田	17	20	18	09	12	1.9	0.5~5.2
	大 原	07	07	09	07	07	11	<0.5~1.4
	今 泉	07	05	07	06	06	08	<0.5~1.5
	穴 鴨	0.5	07	06	07	0.6	06	<0.5~0.9
小 鴨 川	巖 城	08	09	10	08	09	14	<0.5~1.2
	河原町	06	06	08	07	06	10	<0.5~1.1
	関 金	08	07	0.8	06	05	06	<0.5~1.5
	今 西	06	07	0.5	06	06	06	<0.5~0.8
三 徳 川	横 手	09	13	09	08	09	12	<0.5~1.7
	片 柴	06	07	0.5	06	07	08	<0.5~0.8
加 茂 川	森	06	07	0.5	06	06	06	<0.5~1.1

注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

B O D 最 小 値 ~ 最 大 値 (%)					x / y					
53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度
0.8~6.4	0.5~2.6	0.6~2.8	0.9~2.3	1.0~3.4	2 / 12	4 / 12	4 / 12	4 / 12	2 / 12	3 / 12
<0.5~5.5	<0.5~1.2	0.5~1.5	0.5~1.8	0.6~2.2	0 / 24	2 / 24	0 / 12	0 / 12	0 / 12	1 / 12
0.6~1.3	<0.5~1.3	<0.5~1.1	0.5~1.6	0.6~1.4	2 / 12	1 / 12	2 / 12	2 / 12	5 / 12	3 / 12
<0.5~1.8	<0.5~1.6	<0.5~1.5	0.5~1.9	0.5~2.3	1 / 12	1 / 12	2 / 12	2 / 12	5 / 12	3 / 12
<0.5~0.9	<0.5~1.2	<0.5~1.0	<0.5~1.4	<0.5~2.0	3 / 12	0 / 12	1 / 12	0 / 12	3 / 12	4 / 12
<0.5~3.7	<0.5~1.0	<0.5~1.4	<0.5~1.4	<0.5~2.3	2 / 12	5 / 12	0 / 12	2 / 12	3 / 12	4 / 12
<0.5~2.8	<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~1.2	<0.5~1.5	0 / 12	1 / 12	0 / 12	1 / 12	2 / 12	2 / 12
<0.5~2.0	<0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~1.4	0.5~1.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.6	<0.5~1.3	<0.5~1.3	<0.5~1.8	<0.5~2.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.3	<0.5~0.7	<0.5~1.0	<0.5~1.0	<0.5~1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.6~5.6	<0.5~1.8	<0.5~1.6	0.5~1.5	<0.5~2.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.7	<0.5~0.9	<0.5~1.1	<0.5~1.1	<0.5~1.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~3.9	<0.5~2.4	<0.5~1.5	<0.5~2.2	<0.5~3.1	3 / 24	3 / 25	2 / 24	0 / 24	1 / 24	5 / 24
0.5~7.2	0.5~6.7	0.5~2.5	0.5~3.5	1.1~3.8	10/30	20/30	9 / 30	2 / 30	1 / 30	10/30
<0.5~1.0	<0.5~1.9	<0.5~1.5	<0.5~1.2	0.7~1.8	1 / 12	0 / 12	3 / 12	1 / 12	1 / 12	4 / 12
<0.5~0.5	<0.5~1.6	<0.5~0.9	<0.5~0.8	<0.5~1.1	2 / 12	0 / 12	2 / 12	0 / 12	0 / 12	1 / 12
<0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~2.0	<0.5~0.8	<0.5~1.0	0 / 12	1 / 12	0 / 12	1 / 12	0 / 12	0 / 12
<0.5~1.5	0.5~1.9	<0.5~1.3	<0.5~1.3	0.6~2.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.1	0.5~1.6	<0.5~1.3	<0.5~1.0	0.5~0.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.8	<0.5~2.0	<0.5~1.0	<0.5~0.9	<0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~0.6	<0.5~1.3	<0.5~0.9	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.1	0.5~1.8	<0.5~1.7	<0.5~1.6	<0.5~2.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.2	<0.5~0.9	<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~1.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.4	<0.5~0.6	<0.5~0.9	<0.5~0.8	<0.5~1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12

水域名	地点名	BOD又はCOD年平均値(%)						
		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52年度
日野川水系								
日野川	皆生	10	09	11	07	13	12	<0.5~2.3
	車尾	1.0	11	1.3	09	11	12	0.5~1.8
	八幡	07	07	08	06	10	10	<0.5~1.2
	溝口	07	0.6	08	06	1.1	11	<0.5~0.9
	武庫	08	07	06	07	08	08	0.5~1.1
	下榎	07	06	05	06	0.8	06	0.5~1.2
	生山	07	07	06	06	09	07	<0.5~1.2
	矢戸	06	05	06	06	07	07	<0.5~0.7
法勝寺川	福市	13	09	11	09	12	14	<0.5~4.0
	法勝寺	08	07	07	07	09	12	<0.5~1.7
板井原川	高尾	05	06	0.5	05	0.7	0.6	<0.5~0.7
(2級河川)								
蒲生川	3地点	10~18	13~18	0.8~1.2	0.5~0.6	0.6~0.7	0.7~0.9	<0.5~2.7
塩見川	"	18~23	16~20	0.6~1.6	0.6~1.2	0.6~1.2	0.8~1.0	<0.5~3.6
河内川	"	09~23	12~41	0.8~3.5	<0.5~1.1	0.6~1.0	0.8~1.1	<0.5~6.2
勝部川	"	16~23	15~24	1.7~2.8	0.7~1.4	0.8~2.0	1.1~2.0	0.6~2.9
由良川	"	11~1.8	1.1~3.0	0.8~2.5	0.8~1.8	1.4~2.0	1.2~2.0	0.8~3.2
加勢蛇川	"	0.5~0.7	0.6	0.6~0.7	0.7	0.6~0.9	0.7~0.8	<0.5~1.0
阿弥陀川	"	0.6~1.0	1.0~1.2	0.7~1.2	0.8~1.2	0.6~0.9	0.6~0.7	<0.5~1.6
佐陀川	"	0.9~1.1	1.2~1.6	1.9~2.3	1.0~1.5	0.9~1.2	0.8~1.1	0.7~1.3
(都市河川)								
旧袋川	7地点	1.6~7.6	4.0~6.8	3.4~5.8	2.6~1.2	3.1~5.5	3.2~5.2	0.8~3.6
玉川	5地点	1.1~1.0	0.9~2.9	0.9~1.4	0.8~2.3	0.8~1.6	1.1~1.6	<0.5~2.4
旧加茂川	"	1.8~3.4	1.7~4.2	1.8~2.4	7.6~1.2	7.1~1.2	7.4~1.2	4.4~12.0
(湖沼)								
湖山池	4地点	5.8~6.5	7.3~9.4	4.6~5.4	4.5~4.9	4.9~5.7	4.3~4.8	3.3~1.1
東郷池	"	5.9~6.1	6.3~6.7	4.9~5.9	3.9~4.1	3.8~3.9	4.8~4.9	3.4~8.4
多鯉ヶ池	3地点	3.7~4.0	4.1~4.3	2.8~3.3	3.0~3.1	3.6~3.9	3.5~3.9	3.2~4.3
中海	5地点	3.5~5.6	3.6~5.4	2.6~5.1	2.1~5.9	2.7~6.6	2.1~5.1	1.6~8.4
(海域)								
美保湾	8地点	1.8~2.6	1.5~2.0	1.5~2.3	1.2~2.2	1.2~2.4	0.8~1.5	1.0~4.3
日本海沿岸	"	0.5~0.7	1.0~1.2	0.6~1.3	0.7~1.4	0.8~1.4	0.7~1.0	<0.5~1.0

BOD又はCOD最小値~最大値(%)					x / y					
53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度
<0.5~3.5	<0.5~7.7	<0.5~1.1	0.6~3.2	0.6~2.8	1 / 24	1 / 23	2 / 24	0 / 24	3 / 24	2 / 23
<0.5~3.7	<0.5~4.8	<0.5~2.6	0.5~3.1	<0.5~2.4	0 / 30	1 / 29	4 / 30	1 / 30	4 / 30	2 / 29
<0.5~1.9	<0.5~1.9	<0.5~0.9	<0.5~3.2	0.5~2.4	1 / 12	1 / 12	2 / 12	0 / 12	3 / 12	4 / 11
<0.5~1.1	<0.5~2.1	<0.5~0.8	<0.5~3.3	0.5~2.1	0 / 12	1 / 12	1 / 12	0 / 12	4 / 12	5 / 11
<0.5~1.3	<0.5~0.7	<0.5~1.2	0.5~1.3	0.5~1.1	1 / 12	1 / 12	0 / 12	1 / 12	2 / 12	1 / 12
<0.5~1.4	<0.5~0.7	<0.5~0.8	0.5~1.1	<0.5~1.0	1 / 12	1 / 12	0 / 12	0 / 12	3 / 12	0 / 12
<0.5~1.3	<0.5~0.8	<0.5~0.8	0.6~1.1	<0.5~1.2	1 / 12	1 / 12	0 / 12	0 / 12	3 / 12	1 / 12
<0.5~0.8	<0.5~0.9	<0.5~0.7	<0.5~1.5	<0.5~1.1	0 / 12	0 / 12	0 / 12	0 / 12	1 / 12	1 / 12
<0.5~2.0	<0.5~2.8	0.6~1.3	0.7~3.4	<0.5~2.6	/12	/12	/12	/12	/12	/11
<0.5~1.2	<0.5~1.3	<0.5~1.2	<0.5~2.5	<0.5~2.2	/12	/12	/12	/12	/12	/11
<0.5~1.2	<0.5~0.7	<0.5~0.6	<0.5~1.1	<0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~3.2	<0.5~1.7	<0.5~0.8	<0.5~1.0	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.6~2.9	<0.5~2.5	<0.5~1.5	<0.5~1.8	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~5.8	<0.5~5.9	<0.5~2.1	<0.5~1.9	0.5~0.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.7~4.3	0.5~4.7	<0.5~2.5	<0.5~2.9	0.6~3.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~4.1	<0.5~5.0	0.6~3.6	0.8~3.5	0.6~3.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~4.1	<0.5~0.9	<0.5~1.1	0.5~1.3	<0.5~1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~2.1	<0.5~2.0	0.6~1.8	<0.5~1.3	<0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.7~2.8	0.9~5.3	0.8~1.6	0.6~1.7	0.6~1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.8~1.1	1.3~1.2	0.9~2.2	1.2~2.5	0.7~1.0	/118	/102	/102	/102	/114	/114
<0.5~7.1	<0.5~2.9	<0.5~6.4	0.5~5.9	<0.5~5.5	/60	/60	/60	/60	/60	/60
4.5~10.0	5.7~5.6	4.8~2.8	3.1~4.6	3.1~3.3	/60	/60	/60	/60	/60	/60
3.2~2.5	2.5~1.0	2.6~1.1	2.7~1.2	2.7~8.2	48/48	48/48	41/48	39/48	40/48	43/48
3.3~1.4	2.2~1.7	1.6~6.3	2.4~7.6	3.0~6.4	48/48	48/48	37/48	32/48	32/48	46/48
2.8~6.2	2.3~4.1	2.3~3.9	2.9~4.8	3.0~5.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
2.1~9.7	1.6~8.7	1.1~1.1	1.3~2.6	1.0~7.6	73/96	74/96	58/96	53/94	47/96	43/96
<0.5~3.1	0.5~4.7	<0.5~3.4	0.5~3.6	<0.5~2.6	38/96	15/96	23/96	9 / 96	15/96	2 / 96
0.5~1.6	<0.5~2.0	<0.5~1.9	0.6~1.8	0.5~1.5	0 / 23	0 / 21	0 / 24	0 / 21	0 / 21	0 / 24

昭和57年度水質測定結果総括表(生活環境項目)

水域名	類型	N	pH			DO(%)			
			x/y	%	min ~ max	x/y	%	min ~ max	
河川	千代川	AA	5	0/60	0	6.6~7.9	0/60	0	7.7~12
	"	A	2	0/24	0	6.8~7.7	3/24	12.5	7.2~11
	天神川	AA	3	0/36	0	6.7~7.5	0/36	0	7.7~12
	"	A	2	0/54	0	6.9~7.5	6/54	11.1	5.5~12
	日野川	AA	6	0/70	0	6.6~8.1	0/70	0	7.8~13
"	A	2	0/52	0	6.8~8.0	3/52	5.8	6.8~13	
湖沼	湖山池	A	4	1/48	2.1	7.2~8.6	3/48	6.3	6.9~12
	東郷池	A	4	13/48	27.1	7.1~9.1	6/48	12.5	4.5~13
	中海	A	12	17/192	8.9	7.7~9.2	86/175	49.1	3.3~13
海域	美保湾	A	7	0/83	0	8.1~8.3	34/83	41.0	5.9~9.1
	"	B	1	0/12	0	8.1~8.3	0/12	0	6.6~8.8
	日本海	A	30	0/90	0	8.1~8.3	34/90	37.8	6.5~9.0
計	河川	AA	14	0/166	0	6.6~8.1	1/166	0.6	7.7~13
	"	A	6	0/130	0	6.8~8.0	12/130	9.2	5.5~13
	湖沼	A	20	31/288	10.8	7.1~9.2	95/271	35.1	3.3~13
	海域	A	37	0/173	0	8.1~8.3	68/173	39.3	5.9~9.1
	"	B	1	0/12	0	8.1~8.3	0/12	0	6.6~8.8
合計		78	31/769	4.0		176/752	23.4		

注) x/y . 環境基準に不適合の日数 / 総測定日数
 中海のCODについては農林水産省中海干拓事務所調査分はアルカリ法であるため計上していない。

BOD又はCOD (%)			SS又は油分 (%)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
x/y	%	min ~ max	x/y	%	min ~ max	x/y	%	min ~ max
(BOD)			(SS)					
16/60	26.7	<0.5~2.3	1/60	1.7	<1~38	60/60	100	2.3×10 ² ~2.4×10 ⁵
4/24	16.7	0.6~3.4	1/24	4.2	<1~26	24/24	100	2.5×10 ³ ~2.4×10 ⁵
5/36	13.9	<0.5~1.8	0/36	0	1~21	36/36	100	4.5×10 ² ~7.9×10 ⁴
15/54	27.8	<0.5~3.8	0/54	0	2~25	54/54	100	1.3×10 ³ ~1.3×10 ⁵
12/70	17.1	<0.5~2.4	2/70	2.9	<1~71	70/70	100	6.8×10 ² ~2.8×10 ⁴
4/52	7.7	<0.5~2.8	1/52	1.9	1~34	44/52	84.6	3.3×10 ² ~5.4×10 ⁴
(COD)			(SS)					
43/48	89.6	2.7~8.2	40/48	83.3	2~27	12/48	25.0	2.8×10 ² ~1.8×10 ⁴
46/48	95.8	3.0~6.4	48/48	100	6~34	17/48	35.4	3.6×10 ² ~2.1×10 ⁴
43/96	44.8	1.0~7.6	149/192	77.6	2~36	24/192	12.5	<1.8~1.8×10 ⁴
(COD)			(油分)					
2/83	2.4	<0.5~2.6	0/83	0	ND	2/83	2.4	<1.8~2.1×10 ³
0/12	0	0.5~1.5	0/12	0	ND	-/12	-	<1.8~1.3×10 ³
0/90	0	0.5~1.9	0/90	0	ND	3/90	3.3	<1.8~7.3×10 ³
33/166	19.9	<0.5~2.4	3/166	1.8	<1~71	166/166	100	6.8×10 ² ~2.4×10 ⁵
23/130	17.7	<0.5~3.8	2/130	1.5	<1~34	122/130	93.8	1.3×10 ³ ~2.4×10 ⁵
132/192	68.8	1.0~8.2	237/288	82.3	2~36	53/288	18.4	<1.8~2.1×10 ⁴
2/173	1.2	<0.5~2.6	0/173	0	ND	5/173	2.9	<1.8~7.3×10 ³
0/12	0	0.5~1.5	0/12	0	ND	-/12	-	<1.8~1.3×10 ³
190/673	28.2		242/769	31.5		346/769	45.0	

資料23 鳥取市内地盤沈下量の経年変化

水準点番号	029-119	009-209	(1)	029-118	1067	(3)	1068	(2)	(4)
所在地	田園町三丁目	松並町二丁目	寿町(西中)	西町五丁目	本町二丁目(遷喬小)	行徳(慈眼寺)	新品治(景福寺)	吉方温泉(日進小)	幸町(市立病院)
S 49.6~51.6 の沈下量	7.63 (3.82)	3.78 (1.89)	4.02 (2.01)	3.43 (1.72)	3.41 (1.71)	2.85 (1.43)	1.58 (0.79)	1.82 (0.91)	0.71 (0.36)
S 51.6~52.7 "	4.22 (3.90)	2.22 (2.05)	2.25 (2.08)	1.79 (1.65)	1.80 (1.66)	1.55 (1.43)	1.03 (0.95)	0.95 (0.88)	0.67 (0.62)
S 52.7~53.7 "	3.55	2.04	2.02	1.99	1.55	0.99	0.83	0.58	0.43
S 53.7~54.7 "	3.66	2.37	1.64	1.29	1.00	0.78	0.49	0.67	-
S 54.7~55.7 "	3.80	1.13	1.09	1.20	0.62	0.48	0.25	0.15	-
S 55.7~56.7 "	2.61	1.43	1.28	1.26	0.89	0.81	0.51	0.31	{ S 53.7 ~56.7 0.51 (0.17)
S 56.7~57.7 "	2.25	0.55	0.96	0.49	0.46	0.22	0.94	0.14	+0.04
計 { S 49.6 ~57.7 の沈下量	27.72	13.52	13.26	11.45	9.73	7.68	5.63	4.62	2.28

- 注) 1. 沈下量の()は1年間の沈下量に換算したものの。
 2. -は測量しなかったものの。
 3. 沈下量の+は隆起したものの。

(単位 cm)

029-116	1121	1066	(5)	053-133	「建」	029-117	(7)	(8)	009-210	(9)	(10)
吉方温泉四丁目	立川四丁目(大雲院)	吉成	富安(職業訓練校)	今町二丁目	{ 田園町四丁目 (建設省鳥取工務事務所)	庖丁人町	秋里(因幡浄苑)	江津(中央病院)	安長	秋里(荒木神社)	秋里(工業試験場)
0.82 (0.41)	0.51 (0.26)	0.43 (0.22)	0.64 (0.32)	0.41 (0.21)	/	/	/	/	/	/	/
0.46 (0.42)	0.46 (0.42)	0.48 (0.44)	0.43 (0.40)	0.47 (0.43)	/	/	/	/	/	/	/
0.13	0.30	0.33	0.45	0.32	{ S 53 設置	/	/	/	/	/	/
-	-	-	-	(亡失)	8.47	{ S 54 測量開始	/	/	/	/	/
-	-	-	-	{ S 54 再設	5.38	0.42	{ S 55 設置	{ S 55 設置	{ S 55 測量開始	{ S 55 設置	{ S 55 設置
{ S 53.7 ~56.7 0.68 (0.23)	{ S 53.7 ~56.7 0.76 (0.25)	{ S 53.7 ~56.7 0.71 (0.24)	{ S 53.7 ~56.7 0.38 (0.13)	0.22	4.45	0.45	4.36	3.84	2.42	1.74	1.46
0.22	0.03	0.05	0.01	+0.13	2.73	0.26	2.90	2.57	1.62	0.70	0.77
2.31	2.06	2.00	1.91	{ S 49.6 ~53.7 1.20 { S 55.7 ~57.7 0.09	{ S 53.7 ~57.7 21.03	{ S 54.7 ~57.7 1.13	{ S 55.7 ~57.7 7.26	{ S 55.7 ~57.7 6.41	{ S 55.7 ~57.7 4.04	{ S 55.7 ~57.7 2.44	{ S 55.7 ~57.7 2.23

資料24 公害関係用語の解説

【大 気】

硫黄酸化物(SO_x)

石油、石炭その他硫黄分を含んだ燃料が燃えて生ずる汚染物質で、主に二酸化硫黄(SO₂)と若干の三酸化硫黄(SO₃)であり、大気汚染の主役の一つである。

一酸化炭素(CO)

燃料などが不完全燃焼する際に発生する大気汚染物質で主な発生源は自動車といわれる。一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中へモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ、貧血を起こしたり、中枢神経をまひさせたりする。

K 値 規 制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用される大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

光化学オキシダント

自動車排出ガスなどに含まれる窒素酸化物と炭化水素が紫外線により化学反応を起して生成されるもので、オゾン、アルデヒド(RCHO)、PAN(RCO₃NO₂パーオキシアセルナイトレート)などの酸化性物質を総称したものである。高濃度になるとスモッグを形成し、目やのどを刺激し、呼吸困難を引き起こす。また植物などに被害を与える。

塩 化 水 素(HCl)

大気汚染防止法で定められた有害物質の一つである。廃棄物の中の塩化ビニールなどの塩化物が燃焼するときに発生し、水と反応して塩酸を生成し、炉の内部や煙突などを腐食する。

窒素酸化物(NO_x)

窒素酸化物は石油、ガス等燃料の燃焼によって発生し、発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等多種多様である。一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、無水亜硝酸(N₂O₃)、亜酸化窒素(N₂O)等など窒素酸化物の形態は多種多様であるが、大気中に存在するのは主に一酸化窒素と二酸化窒素である。これらは光化学オキシダントの原因物質の一つである。

ば い じ ん

石油や石炭等燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼固体粒子をいう

粉 じ ん

大気汚染防止法では、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう

【騒音・振動 悪臭】

暗騒音

ある場所である音を対象として評価する場合に、対象とする音を除いたときその場所における騒音を、対象音^音に対し暗騒音という。

騒音レベル

JISに規定される騒音計で測定して得られるホン、又はdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表わすものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン、又はdB(A)で表わす。騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

振動レベル

振動の加速度をデシベル(dB)で表わした加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としては、グシベル(dB)が用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値である。

悪臭物質

悪臭防止法では、現在次の8物質を悪臭物質として定めている。

- (1) アンモニア(NH_3) 刺激臭、し尿臭
- (2) メチルメルカプタン($\text{CH}_3\text{-SH}$) …タマネギの腐敗臭
- (3) 硫化水素(H_2S) …卵の腐敗臭
- (4) 硫化メチル($(\text{CH}_3)_3\text{S}$) …キャベツの腐敗臭
- (5) トリメチルアミン($(\text{CH}_3)_3\text{N}$) …魚の腐敗臭
- (6) 二硫化メチル($\text{CH}_3\text{-S-S-CH}_3$) …シークの腐敗臭
- (7) アセトアルデヒド(CH_3CHO) 果実様刺激臭
- (8) スチレン($\text{C}_6\text{H}_5\text{-CH=CH}_2$)…ポリエチレンなどの加工臭

官能試験法

悪臭の測定法には、機器分析法と官能試験法がある。悪臭防止法による悪臭規制は機器分析法に基づく指定悪臭物質の規制基準を設定することで行われているが、悪臭発生源及び複合臭など臭気物質の多様化に対応しえない状況が出てきていることから、官能試験による悪臭測定が行われ始めた。官能試験法は嗅覚に基づき、悪臭の強さを測定しようとするもので、通常、悪臭を含んだ試料空気を無臭空気で希釈して、におわなくなるまでの希釈倍率で臭気の強さとするものである。三点比較式臭袋法はこの試験法の一つである。

三点比較式臭袋法

悪臭濃度を測定する官能試験法の一つで、臭いを含んだ空気袋1つと無臭空気袋2つと計3つの袋を試験者(6人以上)にかがせ、臭いを含んだものをあてる方法で、3つの袋を順次希釈して行き、

臭いがわかる程度の希釈倍率を確率的に求め、それをもって臭気濃度とするものであり、機器分析法による現在の特定物質に基づく規制と異なり どのような臭気や業種にも適用できることから、悪臭規制法にも採用が見込まれている。

【水 質】

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目である。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛、クロムなど、また、科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、例えばPCBなどがある。

環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境基準により物質ごとに定められている。

工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められている。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に項目別に定められている。

PH（ペーハー）

pHとは、水素イオン濃度を示す尺度で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性溶液では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性で、pH6程度、石けん液は弱いアルカリ性で、pH8から9程度である。試験紙の色やガフス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとされている。

BOD（Biochemical Oxygen Demand）

BODとは、生物化学的酸素要求量のことである。河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので水の中に含まれる有機性物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいい、単位は、%で表示される。

BOD値が高いことは、その廃水中に分解されやすい有機物が多いことを意味し、河川の汚濁の指標とされる。

COD（Chemical Oxygen Demand）

CODとは、化学的酸素要求量のことである。

水中の有機物その他被酸化性物質を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出し、%で表示する。

酸化剤（通常過マンガン酸カリウムを使用）による酸化は、有機物と無機性被酸化物を区別する

ことができないことなどから、BODと異った値を示すが、湖沼や海域の有機汚濁の指標として利用されている。

SS (Suspended Solid)

SSとは、浮遊物質のことである。生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している固体や浮遊固形物をいうが、ろ過や遠心分離によって分けられる。単位は%で表示される。SSは水の濁りの原因になるもので、水質汚濁の指標となる。

DO (Dissolved Oxygen)

DOとは、水中に溶けこんでいる酸素(溶存酸素)のことで、単位は、%で表示される。清水中には普通7から14%程度あるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

大腸菌群数

大腸菌群数とは、生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排せつ物などによる汚れを知る尺度として用いられる。

人畜の腸内に寄生する細菌などを総称して大腸菌群というが、大腸菌の数が多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。検査は、大腸菌群として行い、河川水などでは100ミリリットル中の群数を確率的に求めたもの(MPN=Most Probable Number)として表示する。

n-ヘキサン抽出物質(油分)

動植物油脂、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素など油分の総称である。海水や工場排水などをn-ヘキサンで抽出し、n-ヘキサン可溶性物質として定量して、%で表わす。

有機汚濁物質

有機汚濁物質とは、工場、事業場排水はもとより、一般家庭から排出されるし尿や雑水などに多く含まれている物質で、一般的には腐敗するような物質あるいは燃えるような物質を有機物質といっている。

【地盤沈下】

水準点

土地の標高を表わす標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動を出す。

精密水準測量

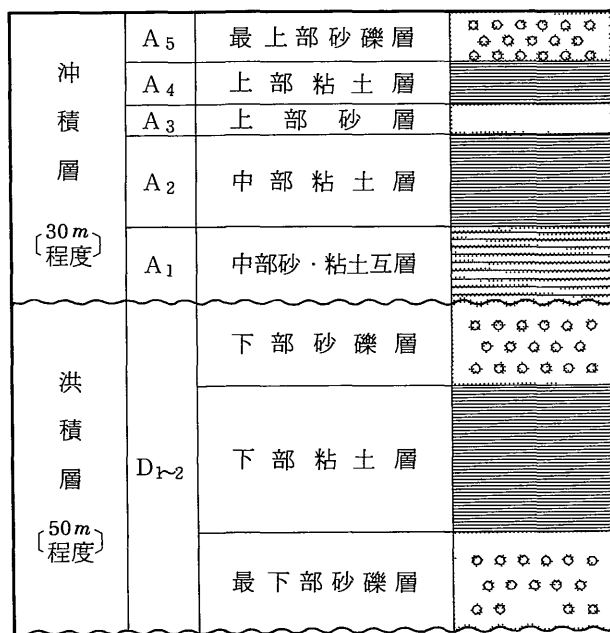
最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるように、また、最も小さくなるような測定方法がとられている。

沖積層

いまから1万年前から現在に至るまでたい積してきた地層で、河川の流域や海岸沿いの低地に分布している。粘土・シルト等で構成されている。

鳥取平野の代表的な地層構成の模式図は下図のとおりである。

鳥取平野模式図



基盤岩